

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年2月22日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「**都市計画道路宮内新横浜線道路整備事 業」に係る条例環境影響評価準備書**の縦覧を次のとおり行います。

_木」	業」に係る条例環境影響評価準備書 の縦覧を次のとおり行います。		
指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 阿部 孝夫	
	指定開発行為の名称	都市計画道路宮内新横浜線道路整備事業	
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設(第3種行為)	
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区宮内1丁目及び2丁目地内	
	指定開発行為の目的	道路及び橋梁の整備	
	指定開発行為の内容	区間:【起点】多摩川(都県境) 【終点】国道409号(西下橋交差点) 延長:980m、計画幅員:22m~34m 車線数:4車線(片側2車線)	
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成22年12月 完了予定:平成33年3月	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成22年2月22日(月)から 平成22年4月7日(水)まで ※土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、中原区役所及び高 津区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間:午前8時30分から午後5時まで	
	縦覧場所	中原区役所、高津区役所及び本庁(環境局環境評価室)	
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成22年4月7日(水) (郵送の場合は、平成22年4月7日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室 ※ 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。	
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm	